

# 看護小規模多機能型居宅介護の基準等 - 1

基準項目	要件等
従業者の員数	<p>①日中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通いサービス提供:利用者3人に対し1以上(常勤換算)</li> <li>・訪問サービス提供:2以上(常勤換算)</li> <li>・人員配置は各サービスに固定にせず、柔軟な業務遂行が可能</li> <li>・<b>通いサービス及び訪問サービス提供のうちそれぞれ1人以上は保健師、看護師又は准看護師</b></li> </ul> <p>②夜間・深夜</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊まりサービス及び訪問サービス提供:2人以上(うち1人は宿直勤務可)</li> <li>(泊まりサービスの利用者がいない場合、訪問サービス提供のために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間・深夜の時間帯を通じて宿直勤務及び夜間・深夜の勤務を行う従業員を置かないことができる)</li> </ul> <p>③従業者のうち1人以上が常勤の保健師又は看護師</p> <p>④<b>従業者のうち保健師、看護師又は准看護師は常勤換算法で2.5以上</b></p> <p>⑤<b>訪問看護事業者の指定を併せて受け、同一事業所で一体的な運営をしていれば、訪問看護ステーションの人員基準(看護職員2.5人以上)を満たすことにより④の基準を満たすものとみなす</b></p> <p>⑥「認知症対応型共同生活介護事業所」「地域密着型特定施設」「地域密着型介護老人福祉施設」「指定介護療養型医療施設」を併設する場合、一体的な運営をしていれば兼務可能(同一時間帯で職員の行き来を認める)</p> <p>⑦必要な研修を修了し、居宅サービス計画等の作成に専従する介護支援専門員(非常勤可、管理者との兼務可)を置く</p> <p>⑧介護支援専門員は利用者の処遇に支障がない場合は、事業所・併設施設等の他の職務に従事できる</p>

※ **太字**は看護小規模多機能型居宅介護で特徴となる部分(他は小規模多機能型居宅介護の基準に準じている部分)

## 看護小規模多機能型居宅介護の基準等 - 2

基準項目	要件
管理者	<p>①常勤専従(管理上支障が無い場合は、事業所・併設施設等の職務に従事できる)</p> <p>②特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<b>小規模多機能型居宅介護事業所</b>、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業員又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験があり、厚生労働大臣が定める研修(認知症対応型サービス事業開設者研修)を修了した者<b>又は保健師若しくは看護師</b></p>
代表者	<p>①特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、<b>小規模多機能型居宅介護事業所</b>、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業員又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験、又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験があり、厚生労働大臣が定める研修(認知症対応型サービス事業管理者研修)を修了した者<b>又は保健師若しくは看護師</b></p>
登録定員・ 利用定員	<p>①登録定員：<u>29人以下</u></p> <p>②通いサービス利用定員：登録定員の2分の1から15人まで  <u>ただし、登録定員が26人以上29人以下の事業所について、居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ(1人当たり3㎡以上)が確保されている場合」は、通いサービスに係る定員を18人までとすることができる。</u></p> <p>③泊まりサービス利用定員：通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで</p>
設備・ 備品等	<p>①居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さ</p> <p>②宿泊室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個室の定員：1人(利用者の処遇上必要と認められる場合は2人)</li> <li>・個室の床面積：7.43㎡以上 <b>(病院又は診療所の場合は6.4㎡以上(定員1人の場合に限る))</b></li> <li>・個室以外の宿泊室：合計面積が1人当たり概ね7.43㎡以上で、プライバシーが確保された構造</li> </ul> <p>③家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地等に立地する</p>

※ **太字**は看護小規模多機能型居宅介護で特徴となる部分(他は小規模多機能型居宅介護の基準に準じている部分)

※ 下線は平成27年で改正した部分